

妊娠を確認したら 妊娠届はお早めに

妊娠している方やお腹の赤ちゃんの健康を確保し、安心で安全な出産を迎えるには、妊婦健康診査が大切です。出産までに妊婦健康診査を受診する回数は14回程度が望ましいとされています。受診の目安は次のとおりです。積極的に受診しましょう。

【妊娠週数・健診回数】▶妊娠初期～妊娠23週…4週間に1回、▶妊娠24週～35週…2週間に1回、▶妊娠36週以降分娩まで…1週間に1回

【問合せ】健康推進課地域保健係(本庁舎7階) ☎ (5273) 3047

へ。

●転出・転入後の受診票の取り扱い●

区分	東京都外	東京都内
新宿区外へ転出する方	都外転出後は受診票は使用できません。受診票は担当係にお返しください。	都内転出後は受診票を継続して使用できます。返却の必要はありません。
新宿区内へ転入した方	前住所地で交付を受けた受診票は使用できません。前住所地で使用した受診票の枚数分を差し引いて発行します。	前住所地で交付を受けた受診票は継続して使用できます。なお、前住所地の受診票の発行枚数が14枚に満たない場合は、不足分を発行します。

※都外への里帰り出産等で受診票を使用できなかった方は、自己負担した費用の一部を補助しますので、健康推進課までご連絡ください。

※20年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けた方は、19年度の妊婦健康診査費助成制度の対象です。詳しくはお問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら「あくあく赤ちゃん訪問ご案内(出生通知票)」の提出を



●生後4か月以内の赤ちゃんのいるご家庭を訪問

訪問指導員(助産師・保健師等)が伺い、お子さんの発育(身体測定)、健康状態等の確認をしながら、お母さんの健康や子育ての相談をお受けします。区の子育て支援事業もご案内します。

出生後、「母と子の保健バッグ」

に同封の通知票を、なるべく早く健康推進課へお送りください。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】健康推進課地域保健係(本庁舎7階) ☎ (5273) 3047・お住まいの地区の保健センターへ。

【問合せ】保健予防課予防係(第2分庁舎3階) ☎ (5273) 3859・各保健センターへ。

麻しん(はしか)・風しんの予防接種を受けましょう

●対象の方(下表)には、MR(麻しん・風しん混合)ワクチンの予防接種票を4月25日(金)に発送する予定です。

麻しんと風しんの予防を強化するため、4月から、予防接種の対象が広がりました。

【新たに対象となる方】第3期(中学1年生に相当する年齢)、第4期(高校3年生に相当する年齢)の方

【実施期間】20～24年度の5年間

※第3期・第4期の接種は、旧制度で麻しんと風しんの単体ワクチンを1回ずつ接種した方に、2回目の接種機会を確保するものです。麻しんと風しんの単体ワクチンの予防接種を希望する方は、お問い合わせください。

●次に該当する方は公費負担で麻しんの予防接種を受けられます。該当する方は、お問い合わせください。

【対象】▶(1)次の①～③の年齢で、麻しんの予防接種を一度も受けおらず、麻しんにかかったことがない方

①平成3年4月2日～7年4月1日生まれ、②平成8年4月2日～12年4月1日生まれ、③平成15年4月2日以降に生まれ、接種日現在2歳になっている方、▶(2)平成12年4月2日～14年4月1日生まれで、麻しんの予防接種を受けたことがないか、1回しか受けていない方で、麻しんにかかったことのない方

【接種期間】21年3月31日(火)まで

【実施場所】区指定の医療機関

【費用】公費負担(無料)。接種期間を過ぎた場合は自己負担となります。

●20年度に麻しん・風しん予防接種の対象となる方●

種類	対象年齢	接種期間
麻しん・風しん1期	生後12か月～24か月未満の方	生後12か月～24か月未満の間
麻しん・風しん2期	平成14年4月2日～15年4月1日生まれ(幼稚園・保育園年長に相当する年齢)の方	平成21年3月31日まで
(新規)麻しん・風しん3期	平成7年4月2日～8年4月1日生まれ(中学校1年生に相当する年齢)の方	平成21年3月31日まで
(新規)麻しん・風しん4期	平成2年4月2日～3年4月1日生まれ(高校3年生に相当する年齢)の方	平成21年3月31日まで

20年度食品衛生監視指導計画を策定

■計画の概要

区では毎年度、食品衛生法に基づき、区の実情に応じた「食品衛生監視指導計画」を策定しています。計画の全文は衛生課・区政情報センター(本庁舎1階)で配布するほか、新宿区ホームページの衛生課のページでご覧いただけます。

【問合せ】衛生課食品保健係(第2分

舍3階) ☎ (5273) 3827へ。

●計画の目的

20年度に区が重点的に実施する監視指導事業を定め、効率的・効果的な監視指導を実施します。また、区民の皆さんや食品等事業者の方に食品の安全性に関する情報提供とともに、情報や意見の交換を行うことで食の安全を確保します。

●主な内容

①主な監視指導事業
食中毒の発生状況を分析評価し、食品安全の起きやすい施設や給食施設等の大量調理施設を、重点的に監視指導します。また、適正な食品表示の対策、食肉の衛生対策、移動飲食店等の対策、大規模小売店の

【問合せ】新宿区ホームページの衛生課のページでご覧いただけます。

●主な監視指導事業

食中毒の発生状況を分析評価し、食

毒の起きやすい施設や給食施設等の大量

調理施設を、重点的に監視指導します。ま

た、適正な食品表示の対策、食肉の衛生対

策、移動飲食店等の対策、大規模小売店の

【申請・問合せ】印鑑と住所が分

かるもの(健康保険証・免許証など)

をお持ちの上、衛生課管理係

【申請・問合せ】印鑑と住所が分

かるもの(健康保険証・免許証など)